

上川町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 上川町

事 業 名 : 上川町公共下水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成8年度 (25年経過)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	令和6年4月1日予定
処理区域内人口密度	15.40人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	1区域(上川地区)		
処 理 場 数	1か所(上川終末処理場)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	なし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	下水道使用料は、平成8年供用開始後以下の使用料となっている。						
業務用使用料体系の 概要・考え方	基本料金(1ヶ月につき)						
	種別	基本水量	使用料	超過料			
その他の使用料体系の 概要・考え方	家庭用	8m ³	1,040	120			
	旅館等	451人以上	4000m ³	520,000	120		
		301~450人	1000m ³	130,000	120		
		151~300人	200m ³	26,000	120		
		51~150人	70m ³	91,000	120		
		31~50人	30m ³	3,900	120		
30人以下	20m ³	2,600	120				
その他用	10m ³	1,300	120				
	300m ³	39,000	120				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,604	円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,731	円
	平成30年度	2,604	円		平成30年度	2,657	円
	令和元年度	2,728	円		令和元年度	2,795	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	損益勘定部門2人(総務・管理部門1人、技術部門1人)
事 業 運 営 組 織	下水道事業を所管する建設水道課において、水道事業も所管しており、上下水道を一体的に効率的な管理運営を実施している。

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	終末処理場の運転管理業務を民間委託している。他の方策については今後検討する。
	イ 指定管理者制度	検討していない
	ウ PPP・PFI	大規模な事業がなく現段階ではない
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	汚泥量、流入量の規模から、採算が取れる利用方法は現段階ではないと思われる。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	現在該当する土地等は、規模的に見込まれない。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

※経営比較分析表を活用した現状分析は、別紙「経営比較分析表」に記載のとおり。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

定住人口について、高齢化とともに過疎化が進んでいる。

(2) 有収水量の予測

過疎化の進行に伴い、家庭用の使用量は減少している。

また、機器の節水化が進んでいるとともに、住民の構成年齢も高齢化することにより、水の使用料も減少傾向にある。

(3) 使用料収入の見通し

使用料の単価は供用開始から改正されていないうえに、各施設の節水が進む中で使用量の減少が目立ち、収入の減少が目立ってきている。

(4) 施設の見通し

処理施設については、H29～34年度まで、改築・更新を行った。今後、更なる更新事業が求められる状況にある。ヒューム管部分の更生、更新、マンホール部について、25年以上経過している。流入水の状況を見ながら対応していく。

(5) 組織の見通し

特環下水道、公共下水道及び簡易水道を同じ職員が担当している。技術、経理とも専門的知識が必要となってきた。経営状況から更なる専任化・スリム化が必要となってくるのが予想され、将来の運営に不安を来している。

3. 経営の基本方針

※将来の事業環境等を踏まえ、事業を継続する上での経営理念、基本方針等について記載すること。
層雲峡は大雪山系の山々に囲まれた標高600mほどの山岳地であり、北海道の母なる川石狩川の源流に位置し、大雪山国立公園の集団施設地区に指定される道内有数の温泉地でもあることから、地域の環境の保全に対しては、重大な責務を負うところである。
下水道汚水管の耐用年数は50年といわれているが、工事着手時期から40年を超える汚水管も存在する。管渠をはじめとした下水道施設の延命化とその延命化や維持管理に要する費用の平準化を図ることを目的として下水道ストックマネジメント計画を策定し、国の支援制度を活用しながら継続的に下水道施設の老朽化対策を進める。
下水道事業の債権管理の強化と合わせて複式簿記会計へ切り替え、よりきめ細かな経営分析をもとに下水道事業を進めていくための下水道財政経営基盤強化を図る。

- ・効率的な改築更新を実施するための、将来の事業量を設定する
- ・維持管理実績を踏まえた効率的な維持管理費を設定する
- ・経費負担を明確化し、独立採算制を目指した経営とする

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

平成8年10月より供用開始したところであるが、機械・電気設備の老朽化が進んだことから、汚泥処理施設、水処理施設の長寿命化整備を行った。今後も次期長寿命化事業実施に向け、電子データベース化を行ったところであり、ストックマネジメント計画整備するとともに、後年度においては効率的な計画が必要となる。
令和6年度から汚水爆気装置などの更新、管渠においても不明水の浸入や漏水が発生してきているため、令和8年度以降に管渠更生を実施する。

② 収支計画のうち財源についての説明

使用料については、人口の減少が見込まれることもあり、供用開始当初から使用料の改正を行っていないことから、見直しを行い適正な改正を行う。これまでの施設整備に伴う償還金に対する一般会計からの繰入金金が1億円を超える状況となっている。漸減する傾向であるが、不足額について、一般会計からの繰入金で対応する。
投資的整備を行う際には、国庫補助金や起債により対応する。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

令和2年度の経費を基準として算定した。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	人口の減少などにより流入量が減少してきているため、施設の最適化に向け検討する。
投資の平準化に関する事項	単に耐用年数のみで判断することなく、優先順位を検討しストックマネジメントを行う。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	収支・投資計画を基準として適正な使用者負担を検討し、適正時期に改正を見込む。
---------------	--

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	処理場の運転管理については、民間委託を継続して行う。
職員給与費に関する事項	事業を継続するために適正な人員配置を求めていく。
動力費に関する事項	効率的な運転管理に努め、節減を継続する
薬品費に関する事項	石狩川の最上流である町ということを念頭に置き、適正な水処理に心がけるとともに節減を継続する。
修繕費に関する事項	大規模修繕については交付金などの活用、ストックマネジメント計画をもとに整備するが、機器の管理を十分に行い大規模な修繕につながらないように対応する。
委託費に関する事項	処理場の管理委託について、継続して委託する。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	毎年の決算状況に応じて進捗管理やローリング等の経営戦略の検証を行っていく。また、先進的な取り組みや事例を取り入れるなど、経営改善に努める。
---------------------	---

経営比較分析表（令和元年度決算）

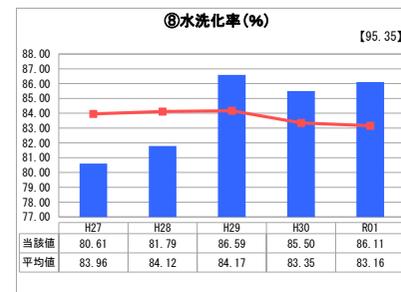
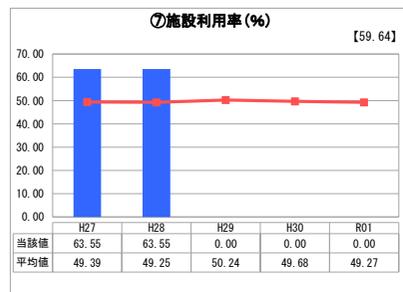
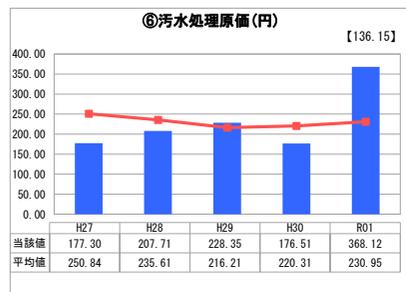
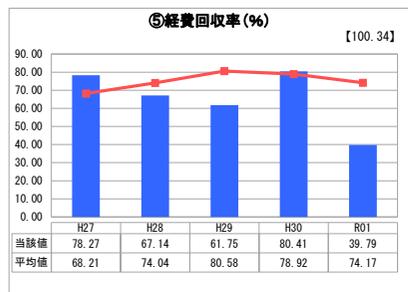
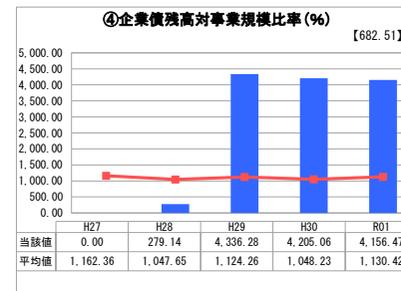
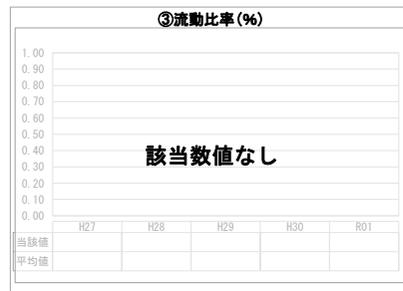
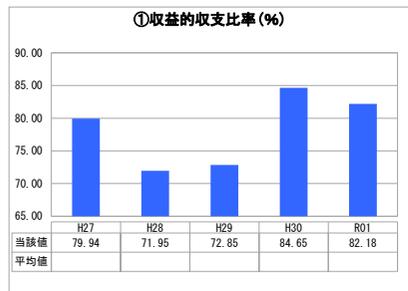
北海道 上川町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2	非設置
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金 (円)
-	該当数値なし	82.11	53.11	2,604

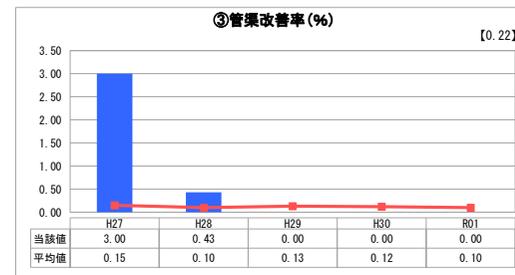
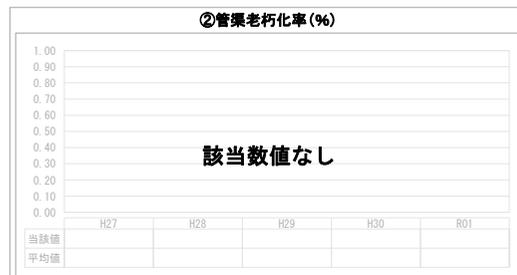
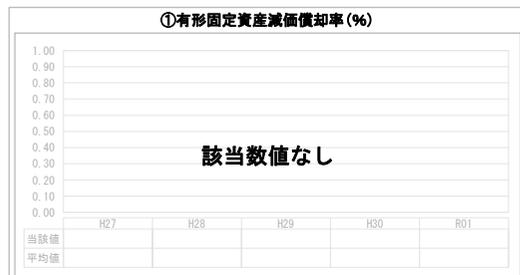
人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
3,510	1,049.47	3.34
処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km ²)	処理区域内人口密度 (人/km ²)
2,850	1.85	1,540.54

グラフ凡例	
■	当該団体値 (当該値)
—	類似団体平均値 (平均値)
【	令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

公共事業については、汚水管渠はおおむね整備が整った状態であるが、それらについては補助金のほか、下水道事業債により実施している。上川終末処理場については建設後20年以上経過し、長寿命化計画による設備等の更新を行ってきたところである。今後も施設投資が引き続き行われる必要があることから、人口減少により下水道使用料収入が今後も減少することが予想されるので、投資の効率化や維持管理経費の削減に取り組み、経営の健全化を図りたい。

施設利用率
H29 62.90
H30 62.97
R01 67.42

2. 老朽化の状況について

管渠については、運用年数が比較的浅いものが多いが、終末処理場については建設後20年以上経過したものがあつたため、脱水、水処理施設の更新を行った。今後は、長寿命化を図るべく整備を行うとともに、管渠においても老朽化を見据えた計画的な整備を進める予定である。

全体総括

大規模改修事業を進めるためには、経営の健全化が必要である。具体的には料金改定を見据えた適正な使用料収入を検討していくとともに、補助金及び繰入金等を活用し、財源の確保を行っていかなくてはならない。また、処理場においては経済性を重視した運転業務を行うこととし、長寿命化においても計画的な整備を推進したい。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益の収支比率の類似団体平均等を表示していません。

区 分		年 度											
		元年	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	145,994	51,952	47,334	48,030	46,030	42,330	40,630	42,330	43,030	43,730	43,430	43,230
	(1) 営 業 収 益 (B)	30,920	32,450	32,334	35,030	36,030	35,330	34,630	37,330	37,030	36,730	36,430	36,230
	ア 料 金 収 入	30,874	32,420	32,304	35,000	36,000	35,300	34,600	37,300	37,000	36,700	36,400	36,200
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
	ウ そ の 他	46	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
	(2) 営 業 外 収 益	115,074	19,502	15,000	13,000	10,000	7,000	6,000	5,000	6,000	7,000	7,000	7,000
	ア 他 会 計 繰 入 金	115,073	18,000	15,000	13,000	10,000	7,000	6,000	5,000	6,000	7,000	7,000	7,000
	イ そ の 他	1	1,502										
	2 総 費 用 (D)	66,747	60,334	60,734	58,109	56,743	54,644	52,883	54,300	55,654	56,687	54,400	53,800
	(1) 営 業 費 用 (E)	47,593	42,701	46,156	46,000	47,000	47,000	47,000	49,000	49,000	49,000	47,000	47,000
	ア 職 員 給 与 費	6,770	6,201	6,425	6,500	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
	ウ ち 退 職 手 当												
	イ そ の 他	40,823	36,500	39,731	40,000	40,000	40,000	40,000	42,000	42,000	42,000	40,000	40,000
	(2) 営 業 外 費 用 (F)	19,154	17,633	14,578	12,109	9,743	7,644	5,883	5,300	6,654	7,687	7,400	6,800
ア 支 払 利 息	19,154	17,633	14,578	12,109	9,743	7,644	5,883	5,300	6,654	7,687	7,400	6,800	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息													
イ そ の 他													
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	79,247	△ 8,382	△ 13,400	△ 10,079	△ 10,713	△ 12,314	△ 12,253	△ 11,970	△ 12,624	△ 12,957	△ 10,970	△ 10,570	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	153,291	166,128	154,524	153,000	145,200	194,900	255,460	120,000	123,000	115,000	97,000	86,000
	(1) 地 方 債	80,700	34,300	46,300	60,000	52,200	77,400	105,200	45,000	45,000	40,000	30,000	30,000
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	29,500	34,300	46,300	60,000	52,200	50,000	40,000	40,000	35,000	30,000	30,000	30,000
	(2) 他 会 計 補 助 金	4,886	119,000	108,000	93,000	93,000	90,000	85,000	70,000	68,000	65,000	67,000	56,000
	(3) 他 会 計 借 入 金												
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	67,071	12,463				27,500	65,260	5,000	10,000	10,000		
	(6) 工 事 負 担 金	634	365	224									
	(7) そ の 他												
	2 資 本 的 支 出 (G)	234,069	163,727	140,931	142,856	134,212	182,505	239,053	110,527	110,240	98,997	91,400	75,500
	(1) 建 設 改 良 費	123,164	45,070	12,765	9,700	9,000	65,000	140,500	20,500	30,500	30,500	30,500	30,500
	ウ ち 職 員 給 与 費	5,622	6,433	6,667	6,700	7,000	7,000	7,000	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	110,905	118,657	128,166	133,156	125,212	117,505	98,553	90,027	79,740	68,497	60,900	45,000
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金													
(5) そ の 他													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 80,778	2,401	13,593	10,144	10,988	12,395	16,407	9,473	12,760	16,003	5,600	10,500	

区 分	年 度											
	元年	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 1,531	△ 5,981	193	65	275	81	4,154	△ 2,497	136	3,046	△ 5,370	△ 70
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	7,527	5,996	15	208	273	548	629	4,783	2,286	2,422	5,468	98
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	5,996	15	208	273	548	629	4,783	2,286	2,422	5,468	98	28
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)	5,996	15	208	273	548	629	4,783	2,286	2,422	5,468	98	28
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	82	29%	25%	25%	25%	25%	27%	29%	32%	35%	38%	44%
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)												
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	30,920	32,450	32,334	35,030	36,030	35,330	34,630	37,330	37,030	36,730	36,430	36,230
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	1,285,180	1,200,823	1,118,957	1,045,801	972,789	932,684	939,331	894,304	859,564	831,067	800,167	785,167

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度											
	元年	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
収 益 的 収 支 分	115,073	18,000	15,000	13,000	10,000	7,000	6,000	5,000	6,000	7,000	7,000	7,000
うち基準内繰入金	99,192	17,000	14,000	12,000	9,000	6,500	5,000	4,500	5,500	6,500	6,500	6,500
うち基準外繰入金	15,881	1,000	1,000	1,000	1,000	500	1,000	500	500	500	500	500
資 本 的 収 支 分	4,886	119,000	108,000	93,000	93,000	90,000	85,000	70,000	68,000	65,000	67,000	56,000
うち基準内繰入金	627	96,000	105,000	90,000	90,000	87,000	82,000	67,000	65,000	62,000	62,000	52,000
うち基準外繰入金	4,259	23,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	5,000	4,000
合 計	119,959	137,000	123,000	106,000	103,000	97,000	91,000	75,000	74,000	72,000	74,000	63,000